

平成 26 年 12 月 3 日
消費者庁消費者制度課

「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案」
に対する御意見の募集の結果について

消費者庁では、「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案」について、平成 26 年 11 月 19 日から同月 25 日までの間、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、本件に関して 1 件の御意見が寄せられました。

提出された御意見及び御意見に対する消費者庁の考え方について、次のとおりお知らせいたします。

御協力ありがとうございました。

- 1 意見募集期間：平成 26 年 11 月 19 日（水）から同月 25 日（火）まで
- 2 意見提出方法：郵送、F A X、電子メール
- 3 提出された御意見及び御意見に対する消費者庁の考え方

提出された御意見	御意見に対する消費者庁の考え方
テロ資金処罰法改正法の施行に合わせて、本政令を早急に公布・施行する必要があることから、30 日を下回る意見提出期間を定めることとしたものである。 とあるが 資料も Web から公開されておらず 募集期間も 1 週間 パブコメの体をなしていない パブコメおよび施行を延長すべきである	本政令改正案は、平成 26 年 11 月 14 日に成立した「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律」（以下「テロ資金処罰法改正法」という。）の施行に伴う「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」（平成 14 年法律第 67 号）の題名変更に係る手当てを含むものであり、通報者の保護に万全を期すため、テロ資金処罰法改正法の施行に合わせて、本政令改正案を早急に公布・施行する必要があることから、意見提出期間の延長や施行時期の延期をしないことが適切であると考えます。 なお、本政令改正案の内容に係る資料については、意見公募要領別紙に掲載したところです。

以 上